

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

○ 特定施設の設置許可申請

○ 平成二十一年度地方臨時種畜検査の実施

○ ふ化業者の登録

○ 地域森林計画の変更

○ 土地収用法に基づく事業の認定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 土砂災害警戒区域の指定

○ ”

○ ”

○ ”

○ ”

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画並びに産業

廃棄物処理計画実施状況及び特別管理産業

担当課(室)

住宅課

環境管理課

畜産課

林政課

用地課

道路整備課

砂防課

”

”

”

”

”

”

”

”

地域振興課

循環型社会推進課

目次

○ 廃棄物処理計画実施状況の公表

○ 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○ ”

○ ”

○ ”

○ 土地改良事業換地計画の縦覧(市町村)

○ 基本測量の終了

○ 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可

○ 落札者等の決定

○ ”

○ ”

○ 平成二十年度分の監査の結果の公表の正誤

○ ”

○ ”

担当課(室)

経営支援課

耕地課

”

”

”

”

”

都市計画課

監理課

警察本部会計課

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

◎岡山県告示第四十三号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十一年度分の補助金から適用する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

表土木部の部に次のように加える。

平成二十一年 美作市の突風 被害に係る岡 山県災害復興 住宅建設資金 等利子補給補 助金	被災者の生活 の安定及び被 災住宅の速や かな復興	美作市	被災住宅の再建の ための資金の融資 を受けた被災者に 対し美作市が行う 利子補給に要する 費用	利子補給（年一・ 九パーセント以内 で当該融資の年利 を限度とする。） に要する費用の二 分の一
平成二十一年 台風第九号に よる被害に係 る岡山県災害 復興住宅建設 資金等利子補 給補助金	被災者の生活 の安定及び被 災住宅の速や かな復興	美作市	被災住宅の再建の ための資金の融資 を受けた被災者に 対し美作市が行う 利子補給に要する 費用	利子補給（年二・ 〇パーセント以内 で当該融資の年利 を限度とする。） に要する費用の二 分の一

◎岡山県告示第四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 備前化成株式会社

住 所 赤磐市徳富363

氏 名 代表取締役 清水 芳雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 備前化成株式会社

所在地 赤磐市徳富363

(5) 排水口に関する事項

排水口名称 区分	No. 1排水口				No. 2排水口				No. 1～3 (雨水排水口)	
	変更 通常	最大	変更 通常	最大	変更 通常	最大	変更 通常	最大	新 通常	設 最大
水量 (m ³ /日)	201.73	244.68	198.23	241.68	2,168.68	2,625.34	2,170.68	2,626.84	0	0
p H	6～8	6～8	同 左		6～8	6～8	同 左		—	—
BOD (mg/ℓ)	6	10	同 左		2	3	同 左		—	—
COD (mg/ℓ)	6	8	同 左		2	3	同 左		—	—
S S (mg/ℓ)	6	8	同 左		2	3	同 左		—	—
油分 (mg/ℓ)	ND	2	同 左		ND	2	同 左		—	—
T-N (mg/ℓ)	2.2	3.4	同 左		0.5	0.7	同 左		—	—
T-P (mg/ℓ)	0.3	0.6	同 左		0.03	0.05	同 左		—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000	同 左		<3,000	3,000	同 左		—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年2月2日から平成22年2月23日まで
- (2) 場所 岡山県生活環境部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 独立行政法人日本原子力研究開発機構

住 所 茨城県那珂郡東海村村松4番地49

氏 名 理事長 岡崎 俊雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

所在地 苫田郡鏡野町上齋原1550番地

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		廃 止		
	通 常	最 大	通 常	最 大	
種 類	71の2イ (洗浄施設6) 試験、検査又は 科学技術に関する研究、場でそれらの は専門教育を行う事に設置される の用に供する洗浄施設		71の2イ (洗浄施設6) 試験、検査又は 科学技術に関する研究、場でそれらの は専門教育を行う事に設置される の用に供する洗浄施設		
能 力	約0.11m ³		約0.06m ³		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後2日		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		—		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続 通常 最大 7時間 24時間		同 左		
使用時における当該特定施設から排出される汚染状態の通常の値並びに最大の値及び通常の値の最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.6	1.2		
	p H	2~8	2~8		
	BOD (mg/ℓ)	—	—		
	COD (mg/ℓ)	5.0	50		
	S S (mg/ℓ)	2.0	10		
	油 分 (mg/ℓ)	—	—		
T-N (mg/ℓ)	5.0	10			
T-P (mg/ℓ)	1.0	3.0			
F e (mg/ℓ)	1.0	10			
F (mg/ℓ)	5.0	10			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。

(5) 排水口に関する事項
変更なし。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成22年2月2日から平成22年2月23日まで
- (2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び鏡野町役場

◎岡山県告示第四十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成二十一年度地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

一 検査の期日、場所及び時刻

期日	場所	時刻
二月二十二日	久米郡美咲町 岡山県総合畜産センター	午前十一時
	津山市 岡山種雄牛センター	午後一時

二 検査上の注意

- 1 検査は、精液採取可能な種雄牛、種雄馬及び人工授精に供する種雄豚について実施する。
- 2 検査の際は、種付台帳、種畜証明書及び登録証明書を持参すること。
- 3 衛生検査のうち事前に準備を要するものの場所及び時刻については、所轄の家畜保健衛生所長が別に定める。

三 その他

検査について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課食肉鶏卵班（〇八六一二二六一七四三〇）又は所轄の県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班へ問い合わせる。

◎岡山県告示第四十七号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
二二一〇	平成二十二年一月十七日	株式会社福田種鶏場 岡山市南区福富西二丁目二三番四八号	株式会社福田種鶏場 岡山市南区福富西二丁目二三番四八号
二二一一	平成二十二年一月十七日	有限会社高田種鶏改良研究所 笠岡市尾坂一九一六	有限会社高田種鶏改良研究所 笠岡市尾坂一九一六
二二一三	平成二十二年一月十七日	株式会社日本チャンキー 岡山市北区桑田町一番三〇号	株式会社日本チャンキー孵化場 和气郡和气町大中山一二四九 株式会社日本チャンキー栃木原種鶏場 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井二三二〇

◎岡山県告示四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、高梁川下流、旭川及び吉井川の各森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

◎岡山県告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 起業者の名称

新見市

二 事業の種類

新見駅前西第二駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県新見市西方字原ノ前地内

2 使用の部分 岡山県新見市西方字原ノ前地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

新見駅前西第二駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である新見市は、新見駅西に既に駐車場を設置し管理しており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業により、新見駅周辺

や近隣商業地域の慢性的な駐車場不足の解消が図られるとともに、新見駅を拠点として周辺観光地等へ向かうバス利用客の発着拠点が整備され、地域住民や観光客の利便性を高めることにより、市内外からの旅客や観光客の増加による観光の振興や地域産業の活性化に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①一連の用地取得が容易であること、②進入路の整備が容易であること、③建設費が安価であること、④広く住民が利用するために便利であることを条件として複数の候補地案について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業を計画している地域には駐車場が不足しており、地域住民からその整備に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定による事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

新見市総務企画部総務課

◎岡山県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町小瀬字小浜三六七番一地从先から	旧	一〇・四〇 三七・二	六四六・二	
久米郡美咲町久木字廻り角四四番二地先まで	新	一〇・四〇 三七・二	六四六・二	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

総社市刑部字切堤三九七番一地先まで 総社市刑部字切堤三八二番三地先から	総社市刑部字切堤三九七番一地先まで 総社市刑部字切堤三八二番三地先から
旧	新
一 二 ・ 〇 〇	一 二 ・ 〇 〇 五
一 一 〇 ・ 〇	一 一 〇 ・ 〇

◎岡山県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	津山柵原線	久米郡美咲町小瀬字小浜三六七番一―地先から久米郡美咲町久木字廻り角四四番二地先まで	平成二十二年二月二日

◎岡山県告示第五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 下牧地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市北区下牧字高下のかち八八九番 一号及び十号

〃 〃 〃 〃 〃 九一九番 二号

〃 〃 〃 〃 〃 字伊ノ木坂九一六番 三号

〃 〃 〃 〃 〃 九二七番 四号

〃 〃 〃 〃 〃 字カゲビラ九三一番 五号

〃 〃 〃 〃 〃 字再開地九三〇番 六号

〃 〃 〃 〃 〃 九三三番地先道路敷 七号

〃 〃 〃 〃 〃 九三四番地先道路敷 八号

〃 〃 〃 〃 〃 九二四番 九号

二 田原地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県美作市田原字東畑四五七番二 一号

〃 〃 〃 〃 〃 七七七番 二号

〃 〃 〃 〃 〃 字ソワ七八七番 三号

〃 〃 〃 〃 〃 字一ノオク口屋敷七七四番 四号

〃 〃 〃 〃 〃 字一ノヲク九四二番二 五号

〃 〃 〃 〃 〃 字東畑四五二番一 六号

◎岡山県告示第五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定し、平成二十二年二月十二日から施行する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二四K赤野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K落合垂水〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K下河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K法界寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K法界寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K法界寺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K荒田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K荒田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K荒田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K荒田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K後谷畝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K江川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K勝山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K勝山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K勝山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K勝山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K神庭〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成22年2月2日 岡山県公報 第11145号

二二四K神庭〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K組〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K神代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K柴原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K柴原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K本郷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K正吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K山久世〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K山久世〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K山久世〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K樫西〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K余野下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K余野下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K黒田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K田口〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K延風〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成22年2月2日 岡山県公報 第11145号

二二四D古見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D栗原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D木山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D鹿田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D落合垂水〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D一色〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D赤野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D赤野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D赤野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四K美甘〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K美甘〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成22年2月2日 岡山県公報 第11145号

二二四D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D江川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D向津矢〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D法界寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D別所〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D別所〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D野原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D野原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D西河内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D且土〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D田原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D田原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D田原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D杉山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D下河内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D古見〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D古見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D古見〇〇三	土石流	次の図のとおり

平成22年2月2日 岡山県公報 第11145号

二二四D 榎西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 榎西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 山久世〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 山久世〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 山久世〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 山久世〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 正吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 正吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 福谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 柴原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 柴原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 柴原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 組〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 組〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 神庭〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 勝山〇〇一	土石流	次の図のとおり

作県民局真庭地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部砂防課及び岡山県美

二二四D 櫛西〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D 櫛西〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D 櫛東〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 余野下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 余野下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 余野下〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 黒田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 田口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 田口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D 美甘〇〇六	土石流	次の図のとおり

◎岡山県告示第五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定し、平成二十二年二月十二日から施行する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇七K高屋町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町宇戸〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町鳥頭〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町鳥頭〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町鳥頭〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町鳥頭〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町宇戸〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町宇戸〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇七K美星町上高末〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町上高末〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町明治〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町明治〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町明治〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町明治〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町上嶋〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町山村〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇七K芳井町川相〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町川相〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七D高屋町〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇七D高屋町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇七D高屋町〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇七D美星町宇戸〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町井山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町井山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町山村〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町山村〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町川相〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町川相〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町川相〇〇三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、勝田郡勝央町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定し、平成二十二年二月十二日から施行する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
六二二K植月中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K植月東〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K小矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K上香山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K曾井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K為本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二K豊久田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D植月中〇〇四	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
六二二D曾井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六二二D曾井〇〇二	土石流	次の図のとおり
六二二D為本〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部砂防課及び岡山県美作県民局勝英地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

〔三八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

新見市	調査を行った者の名称
平成十九年六月 平成二十一年七月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
大佐永富の 一部	調査を行った地域
平成二十二年一月二十 五日	認証年月日

〔三九〕廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条第七項及び第十二条の二第八項の規定により提出のあつた多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画並びに同法第十二条第八項及び第十二条の二第九項の規定により報告のあつた産業廃棄物処理計画実施状況及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況について、次のとおり公表する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 公表する書類

1 平成二十一年度産業廃棄物処理計画及び平成二十一年度特別管理産業廃棄物処理計画

2 平成二十年度産業廃棄物処理計画実施状況及び平成二十年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況

二 公表の期間

平成二十二年二月二日から平成二十三年二月一日まで

三 公表の場所

岡山県生活環境部循環型社会推進課及び各県民局地域政策部環境課（当該県民局管内関係分に限る。）

〔四〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成二十一年岡山県公告第三百八十一号で公告された大規模小売店舗の変更

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ総社東店・宮脇書店総社店

所在地 総社市井手字出張一―三―一ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

蛇口の栓数及び屋内配管の変更等がある場合、総社市上水道課に改造申請書を提出すること

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見
なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から平成二十二年三月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 坂上池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 坂上池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 青木池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 青木池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

岡山市役所

〔四三〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備(一般型) 南池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備(一般型) 南池地区)計画書

三 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔四四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 奥吉原地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 奥吉原地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に美作県民局長に申し出ることができる。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請者

美作市長

二 地区名

猪ノ谷地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成二十二年二月二日から同月二十三日まで

五 縦覧の場所

美作県民局農林水産事業部

〔四六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石井正弘

岡山市、久米郡美咲町	測量区域
基本測量（ジオイド測量）	測量の目的
平成二十一年十月三十日	終了年月日

〔四七〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 土地区画整理組合の名称

鴨方町鴨方駅南土地区画整理組合

二 事務所所在地

浅口市鴨方町六条院中三二九〇番地

三 設立認可の年月日

平成十八年五月二十六日

四 変更認可の年月日

平成二十二年一月二十五日

〔四八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十二年二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 借入件名及び数量

ネットワーク端末 七九二台等

ネットワークプリンタ 二〇五台

二 借入期間

平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十二年一月十五日

五 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店

広島市中区紙屋町二丁目二番一二号

六 落札金額

一月当たり一、四二九、〇五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六八、〇五〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札（条件付）

八 入札公告日

平成二十一年十二月四日

〔四〕平成二十一年十二月二十五日岡山県監査公表第二号（平成二十年度分の監査の結果の公表）に誤りがあった。

頁・行	監	正
五・終わり から六まで	母子・寡婦福祉資金貸付金，土木使用料等，港湾整備事業	母子・寡婦福祉資金貸付金
五・終わり から五から 四まで	農業改良資金貸付金	農業改良資金貸付金，土木使用料等，港湾整備事業
六・終わり から三まで	31,259,811円	40,063,705円
六・終わり から二まで	△2,764,654円	6,039,240円
七・二	9,390,285円	11,872,700円
〃・三	△1,763,940円	718,475円
二三・一か ら八まで	ア 実地監査 監査委員が，監査対象機関 に出向き，職員による事前の 関係諸帳簿及び証拠書類との 照合並びに関係者からの説 明の聴取により実施した調査 結果を踏まえ，提出された	(記述)

監査資料等に基づき関係者から説明を聴する方法によつた。

イ 書面監査

監査委員が、職員による事前の関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明の聴取により実施した調査結果を踏まえ、提出された監査資料等書面により調査する方法によつた。